

第2部 農事講習会の展開と農民の教育と学習

第5章 農事講習会の性格

大久保利通農政の失敗に伴う明治10年代後半の勸業政策の転換による在来農法の見直しの中で、老農による農業技術は「農業生産力の向上に貢献」したと評価されてきた。しかし、20年代後半以降になると、農事試験場を中心として農学専門教育を受けた農学士によるいわゆる学理農法の普及が支配的になるとともに、農事試験場→農村への技術普及というルートが確立され、上からの技術普及として一括され、そこでどのような技術普及活動が行われ、それに対して農民がどのような対応をしたのかということはほとんど究明されてこなかった。本章では、明治30年代に農業技術普及の機会として農会等によって設置される農事講習会に焦点を合わせ、そこでの農業技術普及の取り組みについて考察する。

ここで取り上げる農会とは、明治32（1899）年の農会法を受けて出された農会令（勅令第30号、明治33年2月12日）に記されている道府県農会、郡市町村農会のことである。農会は「農事改良発達ヲ計ル為メニ」（農会法第1条）設立され、さまざまな農事改良事業をおこなったが、ここでは農事講習会に注目して考察する。具体的には道府県農会の機関誌を手掛かりとして、農事講習会がどのような経緯で開設されたのかを探ることにする。また、農事講習会修了生を中心として農事改良団体が結成されるが、その経緯についても考察する。そして、農事講習会がいかなる性格を有する農事改良機関であったのかを明らかにすることにしたい。

本章では農事講習会が普及し、農事改良団体が組織化されるまでを考察範囲としているので、農事講習会が発足した明治30年代初頭から農事改良団体の県レベルでの組織化が全国的に進んだ明治末年までを考察の期間としたい。

第1節 農業・農民教育体制の形成

明治30年代に展開される農事講習会の検討に入る前に、明治期の農政の中で農業・農民教育の体制がどのように形成されたのかを概観しておくことにしたい。

1880年代末期（明治20年代初頭）には、明治政府の放漫財政のあおりを受けて生じたインフレーションとその後の松方デフレ政策により、地方経済および農家経済の窮乏が激化したことと、欧米農法の欠陥が露呈して地方農民の間に農学に対する不信の念が高まったことにより府県立の農学校が次第に廃止されて、農業教育ははなはだ不振な状況にあった¹⁾。

すでに明治14（1881）年4月に農商務省は設置されていたが、農商務大臣井上馨は明治21（1888）年12月に第1回の総集会を開催した農学会²⁾に対して「本邦農業改良の方針如何」という諮問をおこなった³⁾。この諮問に対する答案をさらに展開して農学会としての興農に関する意見をまとめたのが明治24（1891）年に発表された『興農論策』であった。起草委員は横井時敬、大内健、澤野淳、古在由直、支岐守秋の5人であった。

『興農論策』は、農業を振興する積極的手段は農業教育であるとし、「農学校、農事試験場、農会を各地に設立し、巡回講演、農事会議等を開催し、直接間接に農業教育を振興して農業を発展せしめんとするにあり」⁴⁾と説いている。これにより、学校施設や農会等の民間施設が相互に協同依存することによって総合的に農事改良を進めていく方策が定着していったのである⁵⁾。『興農論策』の構想は、その後の農業、農民教育にも影響を及ぼしていることからみて⁶⁾、学校教育以外の農業・農民教育についての構想をいまま少し詳しくみとみることにしよう。

まず、間接的農業教育機関として農事試験場の設立が考えられていた。「老壯年の輩は試験場と巡回講授とに因りて以て其知識を増進するを常とすべし。試験場の如きは固より純然たる教育の手段にあらずと雖、事を実際に示し又報告を出し巡回講授は口頭と実物とによりて教え、一中略一試験場及巡回講授効用亦太だ大なり」⁷⁾と述べているように農民（成人）教育の施設として農事試験場が構想されていた。

農会についても「中央農会、府県農会、郡農会、支部という形で系統農会の組織化をはかり、これらを通じて農事改良事業の進展をはかる」⁸⁾という構想が示されていた。

『興農論策』の構想が発表された後、次のような間接的農業教育機関の制度化が図られた。

明治26（1893）年	国立農事試験場設置
明治27（1894）年	府県立農事試験場規程
明治32（1899）年	農会法成立

農事試験場では試験を行うだけでなく、農閑期に農家の子弟を教育する農業冬季学校や農事講習所のような機関を設けて実地に農事指導を行なうこととして、明治27（1894）年、農商務省は農事講習所規程を公布した⁹⁾。この農事講習所は、その後、次第に教育条件を整備して簡易農学校や中等程度の農業学校へと移行したものが多いたことが指摘されている¹⁰⁾。

このように、明治20年代後半から30年代初頭にかけて農事試験場を中核とし、農会の組織を通じて行なう農事改良指導の体制が確立するに至ったのである¹¹⁾。

第2節 農業教育に占める農事講習会の位置

農事講習会がいつごろから開始されたのかははっきりしない。しかし、明治30（1897）年頃には県、郡レベルで開設されていた。農事講習会は中央農会の指導者によっても注目されていた。当時の全国的農政団体「中央農事会」の指導者の一人であった玉利喜造¹²⁾は農事講習会の意義を強く主張した。玉利は「農会の活動と短期講習会」と題する論説において、農事講習会を通して講習生を数多く養成し、彼等の生産向上の欲求を刺激するとともに、彼等を組織化して農事改良を推し進めようという構想を示していた。

「（短期農事講習会の目的は一引用者）農業に関する専近の学理とその地方に於ける農作改良法の要項を教示するにあるべきも、その実は進歩的活発の農民を作為して奮闘努力能く改良の効果を挙げしめんと欲するに外ならず。然るに或地方に於ては第一期第二期杯と唱えて講習を重複するものあり、今日我が農業界の状態に鑑みるときは深くして狭きよりは寧ろ浅くして広からんことを要す。殊に遺憾なるは農会にしてその卒業生を利用することを知らず、或は之を冷眼視する如きは謬見も亦た甚だしと謂わざるべからず、故に余は茲に短期講習に対する余の希望を述べん。短期講習会は、農会を活動せしめて之が実効を挙げしむる基本なり。農会はその卒業生を利用するの目的を以て之を開設すべし、彼等も亦喜んで農会の利用に応じ、農会の示導に応じて奮励すべし。彼等は彼等が握りたる卒業証書に対して農事改良事業には奮起せざるべからざる義務を有し、又奮起するの覚悟を帯び来り、此の覚悟（農事改良一引用者）は、彼等が僅々三四週間に得たる処の智識より農事改良の上に於ては実に幾層倍の価値を有す。故に、短期講習会の要は彼等に卒業証書を握らしむるにあり、又成丈け多数をして握らしむるにあり。斯くして一村十数人一郡数百人の新智識を有する農事熱心家を得るに於ては闔郡村内農事改良の氣勢頓に勃興して着々その実効を挙げんこと火を睹るより明らかなり。而して猶一の必要事件あり。他にあらざ、彼等をして郡村若しくは部落に團結せしむるにあり、若し彼等にして個々別々なるときは彼等の働きは孤独にしてその影響強大ならざるのみか或は切磋琢磨の念薄くして情心に駆らるとも限らざるべきも、之を團結せしむるときは自然精力を生かし身自ら奮励するのみならず、又勇氣加わりて他をも刺激すべし、即ち農会の別働隊を組織せしむる訳に

して、農会の為甚だ面白からざる感あるべきも、農会にして活動せざる限りは何等の効なく、又国家の利益ともならざるべし。」¹³⁾

玉利は、各地の講演でも同様の内容のことを述べて、農事改良における農事講習会の必要性を説いている。明治34（1901）年8月の長野県農会総会において次のように講演している。

「農会が立った以上は、其働きを現はすのにどうしても適当な人、熱心の人が無ければ折角これまで進んだのが、元に帰って仕舞うから、矢張り人物から作って行かなければいけません。（中略）熱心家の起るのを待つとか自然に組織するのを待つとか、そんな事は待遠しい、農事の改良は無論自治的精神から起ってやらなければならぬが、其時期が至らぬ間は強制でやるより外に仕方がないのです。デ其事に就いて例を申し上げますが、適当な人物を作るに就いて第一にどう言う風にやったが宜いか、矢張り農学校を立ててやった方が宜しいか、また補修学校のようなものを立て、農学校の附属のようにズートやつた方がよいか、どう言う風にした方が一番早いかと言うことを考えて見ますと、アナタ方もやっておいでか知りませんが、今諸方でやりかけて居って是が一番良いと思うのは此短期講習です。三週間か四週間づつ農家の青年、青年ばかりじゃない随分年老った人もソレに加はってやっているが、昨年の成績をみても一番早手廻しで農事改良の好成績が速やかに見えるのです。各府県のことを聞いてみましても、此短期講習生を沢山作り出すのが一番早い、私が去年の三月頃、ソレを調べて見ましたが、全国で現在やっている数が一万千八百人程でした。中には報告の来ない処もありましたが仮りにそれを入れて一万三四千人と見ましょう。一年に此位の講習生が出ては僅かな数とみている、其の比例で行くと御当県は十五郡ですか十七郡ですか郡も沢山ある、仮りに十郡とした所で600人一郡で出すとすれば6000人出来る。其教師は巡回教師一人を45円から50円も出して頼んでやれば、ソレ位づつ年々出来て行くのです。ただ此講習生を作ってソレをソレっ切りにして置いては効力を為さない、即ち農会を立て、皆是れが良いと言えば一緒になって村農会でも郡農会でも規約を結んで、今年から必ず是をやろう、やらぬなら罰金でも取るとか或は違約金でも取るとか言う風にして其農会でもって一致して改良をやるのです。デ矢張り農事講習の卒業生でも其通り利用の途を開き、農会がこれを利用する。今日の農事講習生を作ると言うことは此農事改良に之を利用するのです。チャンとした目的があるのです。銘々が講習会で教ったことを自分の畑でやって見ろ、なるたけさうゆう改良法をやってみろなどと、そんな手ぬるいやり方ではいけません。此農事講習生は僅かに三週間か四週間ですが農事

改良のことに就いて村農会、郡農会が世話をして斯こうゆうことをして呉れと言えば講習生は喜んで来るのです其利用されるのを待っているのです。ソレを茨城県のやうに折角教えた講習生をバラバラにして置いては力が弱く改良法を一人でやろうとしても、父兄から拒まれて改良の仕事をするには出来ない。その辺のところは、千葉県の今の安房郡が能くやっている、それは此稲作の改良をやるのに就いて三つの項目を揚げて改良の方針として居る。即ちソレは種を塩水撰にすること、苗代を短冊苗代にすること、それから縄張りの田植にすること此三つを極めて是非とも其三つのことは実行することと県農会で決議して着々各村に行はしめて居る。」¹⁴⁾

引用が少々長くなったが、中央農事会の幹部で農事講習会についてまとまった言及を行っているのは玉利喜造の他にはいないため、玉利の言説を通して農事講習会開設の意図をみとめることにしたい。

玉利は、農事講習会を通して講習生を数多く養成し、彼等の生産向上の欲求を刺激するとともに、彼等を組織化して農事改良を推し進めようという構想を持っていたのである。それは、次のように整理できる。

- ①農業に関する学理とその地方に適した農作改良法を指導すること。
- ②農会は率先して開設すること。
- ③講習期間は3～4週間。
- ④講習会の対象は青年から高齢者までを含む。
- ⑤修了生は農会の「別働隊」として農事改良の実行団体として組織化すること。

玉利の農講習会構想が発表された直後に、玉利の構想を支持する2つの記事が『中央農事報』に掲載されている。その一つは『中央農事報』第6号（明治33年9月）の「農事講習員の団結」と題するものである。

「短期農事講習の現下農況に対して尤も須要にして其の効果の良好なるは一斑農業界の多年実験する所なれば、各地方共盛んに励行しつつあれば遠からずして全国各農村毎に数名の修得生を出し、農界を資する事少なからざるに至るべし。然れども、其の修得生の行動如何によっては其の効果に大小の区別あるべく、右に就きては本誌第2号（第3号の誤りか一引用者）に於て玉利博士の論ぜられたるが如く、要は共同団結して改良業務に任し、保護の衛に当たるか尤も有効なる事は又既に一般の認定するに至れり。去れば各地方に於て講習員の同窓会或は青年農会等続々組織せらるる」¹⁵⁾

もう一つが『中央農事報』第8号（明治33年11月）に掲載された「高等短期講習について」

と題する論説であった。

「其の講習科目は、従来の如き単に技藝的課程に代わるに農業経済論を以てし、其の大眼目は農業経営に関する一般の智識を啓発すると共に大地主有志たるものの義務責任を闡明し、下級農業者を促して農業改良の主働たらざるべからざる所以を知らしめ、農業の尊重にして国家の為、自ら奮励従事せざるべからざるの大決心を起こさしめんことに勉めたり。尚、従来の所謂講習なるものが全く一場の講習に止まりて其を実効するに重きを置かざりし弊風を改めんが為に、講習を了ると同時に研究会を組織せしめ、其の講習し得たる所を攻究実行し郡町村農会の別働隊たらしむる方法を取れり。」¹⁶⁾

この2つの記事においても、農事講習会の開設が最終的には農事講習会修了生を農事改良の研究、実行団体として組織化するところにあつたことが示されている。

『中央農事報』第8号（明治33年11月）掲載の「高等短期講習について」は、富山県農会副会長の立場にある人物が執筆したものであり、農事改良の中核として地主を位置づけ、彼等を対象とする講習会開設が論じられている。この論説では、農事講習会の科目として農業技術よりも地主の責任と自覚を喚起させる内容に重点を置くことが主張されている。このことは、農事講習会の対象が限定される場合には、講習科目の構成が異なることを示している。

それでは、農事講習会にはどのぐらいの数の農民が参加していたのであろうか。その手掛かりとなるのは、明治35（1902）年農商務省令第26号「農会調査農事統計」である。この調査の項目の1つとして、「農業に関する教育を受けたる者（農学校、農事講習所又は之に準すべきものを卒業したる者及農事講習会又は之に準すべきものに於いて講習を受けたる者）の現在数」があつた。この省令を受けて、明治36（1903）年末から農業教育データが全国的に調査されている。表5-1は、明治36（1903）年から大正9（1920）年までの調査データを示したものである。明治36（1903）年には、農業教育を受けた者の9割以上が農事講習会又は之に準すべき講習を受けた者であつた。明治41（1908）年に表5-1の注に記したように統計の取り方が変わったため、明治40（1907）年までの農業教育に占める農事講習会受講者の比率と大きく異なっている。それでも、明治41（1908）年の農事講習会受講者の比率は約8割を占めていた。大正9（1920）年においても6割を占めている。このような受講者数からみて、農事講習会は農民に対する農業技術・知識の教育・訓練を考察しようとする際に無視しえない場であつたといえる。

明治35（1902）年の農商務省令が対象とした農業教育の場としては、農学校、農事講習

所、農事講習会があげられている。当時としてはごく当たり前のことであったのかも知れないが、今日から見ると農事講習会と農事講習所はどのような違いがあるのか判然としな
いところがある。当時、調査を担当した各道府県農会の中には、調査の正確を期するため
であろうか調査担当者に農学校、農事講習所、農事講習会の範囲を例示していたところ
があった。例えば、島根県農会は調査にあたって、学校、講習会等について次のような確認
を行っている¹⁷⁾。

表5-1 農業教育修了者数（ ）は比率

年	農学校、農事講習所等の卒業生		農事講習会等受講者	合計
		小学校程度卒業生数		
明治36年	17,050 (6.8)		232,917 (93.2)	249,967
37年	22,752 (7.5)		281,261 (92.5)	304,013
38年	27,757 (6.1)		429,935 (93.9)	457,692
39年	32,235 (6.1)		498,317 (93.9)	530,552
40年	37,073 (6.2)		560,753 (93.8)	597,826
41年	139,765 (21.6)	119,761 (18.5)	508,679 (78.4)	648,444
42年	169,789 (22.9)	146,962 (19.9)	570,534 (77.1)	740,323
43年	202,739 (24.1)	176,112 (20.9)	638,665 (75.9)	841,404
44年	217,509 (23.8)	188,611 (20.7)	695,638 (76.2)	913,147
大正1年	249,553 (24.9)	217,064 (21.6)	753,428 (75.1)	1,002,981
2年	294,865 (26.7)	258,146 (23.4)	810,653 (73.3)	1,105,518
3年	340,676 (28.4)	299,408 (25.0)	858,730 (71.6)	1,199,406
4年	381,609 (29.6)	336,625 (26.1)	907,272 (70.4)	1,288,881
5年	424,512 (30.5)	375,163 (28.9)	968,712 (69.5)	1,393,224
6年	491,869 (32.5)	437,824 (29.0)	1,019,606 (67.5)	1,511,475
7年	566,668 (34.6)	507,253 (31.0)	1,070,464 (65.4)	1,637,132
8年	643,046 (36.6)	576,995 (32.8)	1,115,477 (63.4)	1,758,523
9年	740,656 (39.2)	667,734 (35.3)	1,148,387 (60.8)	1,889,043

明治36年から44年のデータは『明治後期産業発達史資料325巻』所収の「農会調査農事統計」（農商務省農務局『農務編纂第39号』（大正2年1月））による。

大正1年から9年のデータは農商務大臣官房統計課『農会調査農事統計』（大正11年8月）による。

明治41年度からは農学校等の卒業生に小学校程度卒業生を含む。農事講習会は5日間以上開催した講習である。

それによると、農学校の例としては農科大学、札幌農学校、高等農林学校、乙種程度以上の農学校等をあげ、講習所の例としては東京、京都蚕業講習所、農業教員養成所、府県郡立農事講習所等、そして農事講習会又は之に準ずべきものの例としては、府県郡農事試験場技術者及府県郡技術者（農会の技術者を含む）を講師とする普通農事、養蚕、畜産等に関する講習会、実業補習学校の農業科、農事講習を目的とする小学校教員講習会等を例示している

島根県農会の例示からみると、農事講習会は学校やそれに準じた組織的な教育機関であった講習所とは区別される教育機関であったと思われる。農事講習会といっても農事試験場、

勸業担当部門、農会に所属する農業技術者を講師として実施される場合の他にも実業補習学校の農業科や小学校教員を対象とした講習会など多様な形態があったのである。本研究では、主に生産に従事している農民ないし農業後継者を対象として、農事試験場、勸業担当部門、農会に所属する農業技術者を講師として実施された農事講習会に限定して考察することにしたい。

第3節 対象の限定と農事講習会受講者数の推移

府県農会の機関誌（農会報）を手掛かりとして上記の問題を検討するにあたって、分析対象とする府県農会報（前身誌も含む）は、①農事講習会が全国的に展開され始めた明治30年代初頭に刊行されていて、②定期的に刊行されており、③明治30～40年代にわたって、長期の中断がなく刊行されているという観点から選定した。具体的には、相馬近人編『道府県農会報等所在目録』（農業総合研究所文献叢書第10号、平成3年）から、明治32（1899）年までに創刊され、かつ原則的に月1回程度発行されていて、明治期に5年以上の中断がないという条件を満たす17道府県農会報を選定した。このうち、所在がはっきりしていて、かつ閲覧が可能であるのは下記の8道府県農会報である。

農会報	創刊年月	所蔵先
① 北海道	明治14年12月	農環研、農総研、明治雑誌文庫
② 山形県	明治30年9月	農環研、明治雑誌文庫
③ 静岡県	明治30年6月	農環研、農総研
④ 愛知県	明治28年12月	農環研
⑤ 岐阜県	明治22年	農環研
⑥ 京都府	明治25年5月	農環研、農総研、明治雑誌文庫
⑦ 島根県	明治31年6月	農環研
⑧ 愛媛県	明治32年5月	農環研

※注 ・農環研： 農業環境技術研究所
 ・農総研： 農業総合研究所
 ・明治雑誌文庫：東京大学法学部明治雑誌文庫

以上のうちから、地域的バランスを考慮して次の4県の農会報を対象として選定した。

- 1) 『山形県農会報』（東北）、ただし、第1号（明治30年9月）～第58号（明治35年3月）までは『山形県農報』。
- 2) 『愛知県農会報』（東海）、ただし、第1号（明治28年12月）～68号（明治36年8月）までは『愛知県農会報告』。
- 3) 『島根県農会報』（山陰）、ただし、第1号（明治31年6月）～第28号（明治33年8月）までは『産業報告』。
- 4) 『愛媛県農会報』（四国）

農会報の検討に入る前に、上記4県の農事講習会受講者数の推移についてみておくことにしよう。表5-2は、4県の明治36（1903）年から大正9（1920）年までの農事講習会受講者数と農業教育修了（卒業）者中に占める農事講習会受講者数の比率を示したものである。

表5-2 府県別農事講習受講者数（農業教育に占める比率）

	山形	愛知	島根	愛媛
明治36年	4,923 (95.1)	6,113 (74.0)	5,240 (96.3)	3,883 (97.6)
37年	8,235 (96.5)	9,179 (76.6)	7,266 (97.1)	5,411 (97.3)
38年	6,715 (95.2)	13,551 (70.7)	9,018 (96.9)	6,377 (96.4)
39年	7,148 (94.4)	21,349 (75.5)	9,896 (96.6)	7,442 (96.0)
40年	8,419 (93.1)	22,115 (74.1)	10,482 (96.2)	8,361 (95.7)
41年	10,250 (61.3)	32,412 (69.5)	11,602 (82.8)	9,833 (62.9)
42年	10,695 (64.3)	35,614 (70.8)	13,249 (81.2)	10,897 (69.2)
43年	12,602 (65.8)	41,495 (73.2)	14,912 (81.6)	12,050 (67.0)
44年	14,028 (62.8)	44,675 (73.3)	17,305 (81.2)	13,509 (68.4)
大正1年	14,686 (64.3)	47,076 (71.9)	18,383 (82.3)	14,356 (75.1)
2年	15,937 (45.3)	49,294 (62.1)	20,614 (82.1)	15,213 (74.6)
3年	17,457 (43.3)	49,762 (67.0)	21,989 (81.3)	16,715 (73.7)
4年	18,004 (41.0)	48,190 (65.7)	23,346 (80.3)	17,839 (69.4)
5年	18,446 (40.4)	48,641 (73.4)	24,796 (78.5)	18,767 (68.5)
6年	18,574 (40.1)	50,163 (69.8)	26,216 (75.6)	20,025 (61.8)
7年	18,809 (40.0)	51,490 (69.1)	25,669 (70.5)	21,081 (61.2)
8年	18,928 (39.9)	52,198 (65.1)	27,993 (67.6)	21,769 (69.8)
9年	19,545 (40.5)	52,737 (62.7)	28,430 (66.3)	22,329 (67.3)

明治36（1903）年から44（1911）年のデータは『明治後期産業発達史資料325巻』所収の「農会調査農事統計」（農商務省農務局『農務編纂第39号』大正2年1月）による。

大正元（1912）年から9（1920）年のデータは農商務大臣官房統計課『農会調査農事統計』（大正11年8月）による。

愛知県を除く3県は、明治36（1903）年に農業教育に占める農事講習会受講者の比率が90

パーセント以上であったが、愛知県は74パーセントであった。また、愛知県は、明治40（1907）年までと統計の取り方が変わる明治41（1908）年の比率の差が他の3県と比べて小さいが、受講者の増加数は最も多く1万人以上の増加が認められる。先に指摘したように、農業教育、農事講習会の概念が必ずしも統一されていたわけではないので、各県によって農業教育、農事講習会の取り上げ方が異なっていたことが考えられる。「農会調査農事統計」の農業教育データにはこのような統計上のあいまいさがあるが、その点を考慮したとしても、各道府県の農事講習会受講者数からみて農事講習会の普及状況は地域によってかなり異なった様相を呈していたと思われる。

それでは、次に各県の農会報を通して、農事講習会開設状況についてみてみることにしよう。

第4節 農会報にみる農事講習会開設状況

本節では、4県の明治30年代から40年代にかけての農会報の記事をもとに、農事講習会が各県でどのように開設されていったかを検討し、農事講習会の性格について考察することにした（なお、4県の農会報に掲載された農事講習会開設状況に関する記事から講師、講義科目、講習日数、講習修了者数を抽出した一覧を付表1-1～4として資料編に掲載した）。

1. 山形県の場合

『山形県農会報』に農事講習会に関連する記事が最も早く掲載されたのは『山形県農会報』第2号（明治30年10月15日）に掲載された「勸業諮問会問題及其答申」の第3項「農蚕講習会設置の件」である。ここでは、次のような問題が諮問された。

「農事及蚕業改良の実況たるや輓近其面目を一新し、頗る見るべきものありと雖も、亦利害得失の由て、来る所を究めざるものあり。是れ他なし、学理講習の素養と之が機関なきとに由る。然るに、近年に至り当業者も漸次学理応用の必要を感じ、現に講師の派遣を請求しつつあるもの二、三あり。故に、講習会を開設し、当業者をして簡易なる学理を講

究せしめ、益進んで斯業に応用するの途を啓かんとす。」¹⁸⁾

この問題について、勸業諮問会は「原案を可とする」ことに決定し、そして、以下のよ
うな「農蚕講習会規則」を定めたのである。

「第1条 農蚕講習会は農事及蚕業上に於ける簡易の学理を講習するを以て目的とす。

第2条 本会の講習日数は二十日以内とし、其の科目は概ね左の如し。

農事の部

土壌学、肥料学、作物論、植物生理学

蚕業の部

蚕体生理学、蚕体病理学、養蚕法、製糸法」¹⁹⁾

この「勸業諮問会問題及其答申」が掲載された翌月の『山形県農会報』第3号（明治30年
11月15日）には、錢笠堂主人 大場尚尊なる人物が「冬期農業講習会開設の必要を論ず」と
題する論説を發表している。大場尚尊の詳しい経歴は判明しないが、書かれた内容から
山形県の農業教育関係者と思われる²⁰⁾。大場は、農業学校教育が実際の農業に従事する人
材を輩出していないことを指摘したうえで、次のように論じている。

「農家の一般に閑暇ある時を利用し、冬期農業講習会を開設し農業上に経験ある人に講
師を囑託し、以て其の地方便宜の地に集会し農事上の事項を講習し、或は自己の一ケ年中
に経験したる事項を談話し、或は質疑を起し以て談笑楽しむが如き、其の効果幾倍なる
を知らず。或は其の地方農民の都合を計り昼間に開設するも、夜間になすも元より其の地
方の適宜たるへし。今参考の為、冬期農業講習会開設に付方案を掲ぐ。

冬期農業講習会開設方法要略

一、開設時期は農家の収穫了りたるときとし、毎年11月或は12月（地方の便宜に従う）
より翌年三、四月頃まで四、五月間とす。

二、会員は其の地方の農業に従事するものとす。但年齢を制限せず。

三、講師は農業上に経験あるものにして、一名若しくは二名とす。

四、教授の方法は一斑に口授による。但要領を筆記せしむるも妨げなし。」²¹⁾

山形県内で開設された農事講習会に関する記事が『山形県農会報』に最初に見いだされ
るのは、明治30（1897）年12月に開設された南置賜郡農事講習会（明治30年12月2日から31
年1月10日）と飽海郡農会の第1回農事講習会（明治31年1月）に関するものである²²⁾。この
2つの農事講習会の講師を務めたのは、いずれも山形県農事試験場技師山中良治農学士であっ
た。この農事講習会に関連して大場尚尊は『山形県農会報』第8号（明治31年4月15日）に

において、「農業教育上の卑見」と題して短期農事講習会の必要性を次のように論じている。

「目下、農業に従事するものは労働一方にて学理の何たるかを解せず。無識のもの大部分を占むるを以て是等を教育するの必要起らざるべからず。本県に於ても、近頃郡農会の事業として南置賜郡、飽海郡に於て農閑を利用して20日間の冬期農業講習会を開設せられ、山中農事試験場長は同地に出張して講師の重任に当られたりと、豈慶賀せざるべけんや。今、山中農学士の話を書くに南置賜郡の如きは会員凡そ60名位にして、年齢は何れも18歳以上にして遠きは2里より毎日通学し、いずれも熱心に勉勵し少しも倦むことなく予定の期日に講習を了たりと聞く。福島県の如きは、2、3年前より季節を選ばず農業講習会ありて、農業試験場の技師1名は専ら之を担当して1年に2カ所位に毎年開設し、(以下略)」²³⁾

大場は、農民教育の方法として農事講習会の必要を論じ、山形県内のみならず隣県の福島県の農事講習会開設にかかわる情報を県農会報に提供していた。なお、ここで大場が指摘している南置賜郡と飽海郡の冬期農業講習会とは、明治30(1897)年12月に開催された南置賜郡農事講習会と飽海郡第1回農事講習会のことである。

このように、山形県では県農会創設時より、農事講習会開設の必要が論じられ、付表1-1にみられるように郡単位で農事講習会が開設されていた。とくに庄内、村山といった稲作地帯での開設が目立っている。

明治31(1898)年10月には西田川郡においても農事講習会が開催された²⁴⁾。農事講習会終了後の西田川郡の動きについて『山形県農会報』第18号(明治32年2月15日)の「西田川郡農会録事」の中に「西田川郡農事講習会経費へ金拾五円補助の件」と題して、次のような記事が掲載されている。

「本郡農事講習会に於て修得したる六十三名を以て一つの団体を組織し農事講習会なるものを設け、学理の応用を研究し稲作改良を図らんとし其経費の補助を請願せり。右は実施上有益の会なるを認む。依って本項の金額を補助せん。」²⁵⁾

西田川郡農事講習会は、その後、西田川郡興農会と名称を変更するが、農事講習修了生を中心とする農事改良団体としての性格に変更はなかった。この記事にみられるように、郡農会が積極的に農事改良団体の育成を支援していた。その後、山形県内各地で農事講習会が開設され、その修了生によって農事改良団体が郡市段階で組織されていったことが『山形県農会報』第59号(明治35年4月25日)の「改題発行之辞」に、次のように記されている。

「従来、我、山形県農会は山形市横町、県農報社発刊の県農報に補助金を与えて之を機

関雑誌に代用し来りしと雖、時世の進運と我県農会の発達とにより純然たる機関雑誌を有するの必要を感じ。而して又一面には、数年前より県下各郡に開閉せられし農事講習会収得生、今や漸く増加して其数千五百有余あり。是等は大抵皆其郡に於て目的を同じくする青年者と共に、種々の名称の下に農事青年団体を組織せり。故に昨34年5月を以て各郡市の青年団体より代表者を出席せしめ、山形県青年農会なるものを組織したり。之を以て農事上必要の芸術を研鑽し、其気脈連絡を通するが為に一つの機関雑誌を有するの必要を感じ。茲に於てか我県農会は従来の県農報社と数回交渉を重ね、農会報編纂事務は一切県農会に於て負担し、印刷発行は之を農報社の責任とし、体裁を改善し紙数を増加し、以て如上の必要に應せんことを期せり。」²⁶⁾

この記事にみられるように、郡レベルで農事講習会修了生が中心となって農事改良団体が組織され、これらの団体の統一組織として明治34年5月に山形県青年農会が設立され、全県的な農事改良団体の組織化が図られたことを示している。郡レベルにおける西田川郡興農会、県レベルにおける山形県青年農会は、玉利喜造の農事講習会構想にみられた「農会の別働隊」²⁷⁾ともいうべき団体であった。

2. 愛媛県の場合

愛媛県では明治31（1898）年12月の愛媛県通常県会において、農業、森林業、水産業の改良発達を図るため、「農学士、林学士及び水産業は堪能なるもの各一名を聘雇」する巡回教師規程が審議された。この規程について『愛媛県農会報』1号（明治32年5月18日）に、次のような意見が掲載されている。

「其執職の規程に於ては未だ之が公布に接する能はずと雖も、予輩は左の概要を条項中に網羅せられんことを希望して止まざるなり。

一、各郡市所轄内農事（森林業）（水産業）篤志者に対し短期講習をなすこと。

二、短期講習場は、各郡市便宜の地に毎年開設し、講習期限は3週間内とすること。

但、講習生は授業料を徴収せざること、及び講習試験に合格したるものには修得証を授与すること。

三、農会（森林会）（漁業組合）其他農談会若しくは水産会の請求に応じ、其業の講話をなし又は質問に応答し製造試験等を施行し説明を與ふること。」²⁸⁾

この巡回教師規程が最終的にどのような形で県会において可決されたかは不明であるが、

『愛媛県農会報』6号（明治32年10月15日）には温泉郡農会が実施した農事講習会が報告されている。

「温泉郡農会農事講習会は予定の如く9月17日より開会し、以後3週間の予定にて日々午前9時より午後4時に至るの長時間熱心に講習しつつあり。」²⁹⁾

その後、県農会には次のような愛媛県農会農事短期講習会略則が提案され、制定されている。

「第1条 農事短期講習会は、各郡便宜の地に毎年開設し、講習期限は3週間以内とす。

但し、其の期日は別に之を定む。

第2条 講習科目は左の如し。但し、地方の状況により取捨することあるべし。

- 一、肥料施肥の目的、各肥料の性質用法配合法。
- 一、土壌大要、土壌起源、性質及改良。
- 一、植物の生理大要。
- 一、稲作法。
- 一、麥作其他重要作物栽培法。
- 一、病虫害の一斑。
- 一、養蚕。
- 一、森林。
- 一、其他農家の風氣及勤儉貯蓄に関する事、或は篤農家の伝等（統）を講話す。

第4条 講習生は年齢満17歳以上にして、農業に従事し居る者、又は其子弟にして簡易なる筆記をなし得るものとす。

（中略）

第9条 従来農業に従事するものにして、講話を筆記し能はずと雖も傍聴せんとする篤志者は傍聴生として之を許可す。」³⁰⁾

この略則にみられるように、講習生以外にも聴講生をも認めており、講習会が農業者に広く開かれた教育の場であったことを示している。この略則にもとづく農事講習会の開設が『愛媛県農会報』14号（明治33年6月15日）に報告されている。

「本県農会の決議に基づき、本年度の事業として各郡に開設すべき農事短期講習会は、前号所載の如く会則を制定し、既に5月11日より周桑郡小松町役場内に、同月14日より伊予郡中町栄養寺に各2週間の予定を以て開設せり。」³¹⁾

愛媛県農会は下記の「会務報告」にみられるように、明治30年代半ばにおいて農事講習

会を重要な事業として位置づけていた。

「抑も県農会に於て施行すべき事業、其の数多しと雖も、限りあるの経費を以て同時に各種の事業を行ふは到底能はざる所故に、先ず其の最も必要なるものを選びて施行し、漸次種々の事業に及ばんとす。之れ蓋し本年度（明治33年度一引用者）に於て農事講習会、会報発行の二を事業として施行せし所以なり。

（中略）

農事短期講習

本会事業中最も必要急務なるものとして本年度（明治33年度一引用者）より施行したるものなり。抑、知識、学力、資本の三つは利益的に農業を經營するに當りて必要欠くべからざるものにして、恰も窒素、磷酸、加里の三要素が植物生長に欠くべからざるが如し。古来より我国の農業は労力の点に於ては間然する所なしといえども、智識、資本の二者に至りては、これを利用すること甚だ少なく（中略）。農事短期講習会は農家に智識を與ふるに最も速成なる、最も功力ある、最も結果善き手段なり。智識ある農家を養成し、明治の新天地に於て優に商工業者と比肩して農家者の利益を増進し、農業者の権利を主張せんとするには農事短期講習を盛大にするにあり。」³²⁾

愛媛県を東予、中予、南予と3地域に分けてみると、地域によって多少の差はあるが全県的に農事講習会が展開されていた（付表1-2）。このように愛媛県での農事講習会の普及の背景には、県農会の千石興太郎と千石の後任である岡田温の両技師の精力的な活動があった。千石興太郎は、『愛媛県農会報』45号（明治36年1月15日）に「農事短期講習会に就いて」と題する論説で、郡農会関係者に向けて農事講習会の開設を促している。

「本会（愛媛県農会一引用者）の事業として挙行する農事短期講習会は既に会を重ねること3回、養成したる講習修得生の数1730名余に達せり。（中略）尚、余輩は、各郡農会に向かつて地主及び其の子弟の農事講習会、農家婦女子農事講習会の開設を勧告するものなり。之れ等は早晚本会の事業として挙行せんと欲すれども、明年度に於て其の必要を認め、之れが先鞭を付くるの郡農会なきや、現今の状況、地主頭腦の改良は其の効果、百の農事改良に優り。農家婦女子の志想を開発するは大に農事改良の実行を速かにす。諸種の方面に向つて農事改良の志想を注入する方法は、短期の講習会に若くはなし。余輩は各種の方面に向て各其の適当したる講習を行い、以て農界刻下の急に應ぜんと欲す。各郡農会に於ても、此の意を體し講習会開設、講習生募集の爲め一層の奮励あらんことを冀望す。」³³⁾

同じ時期に、温泉郡農会技手 八木豊太郎も「農事改良の方法如何」と題する論説で、農事改良を進めていく上での農事講習会の必要性を論じている。

「果して然らば、口に農事の改良を談じて手足に行はざるの農民を実際に活動せしめ、果た頑農の牙城を激破して農事改良の優旗を翻がへさんと欲せば、宜しく進歩活発なる農民の養成にあり。換言すれば、短期の講習生を促成し之れを団結せしめ、之れが勢力を拡張せしむるにあり。(中略)要するに、農事改良の方法手段としては宜しく進歩活発なる氣勢を有する多数農民を作為するにあり。換言すれば、農会の命令に応じて能く活動する處の多数農民を養成するにあり。而して、之れが養成をなすの方法としては短期の農事講習に主力を注ぎ、講習生の促成を企図するにありとす。(中略)然らば、郡講習は可成各町村に開き、修得生を以て町村農友会を組織せしめ、町村農友会員中より選出して郡農友会なるものを組織し、郡農友会員中より選出せる委員を以て県農友会を組織し、進んで帝國農友会を組織せしめ、以て之れを系統的に農会の別働隊たらしむ可く。又別働隊となりて大に活動す可き様活動の方法を講究す可きなり。」³⁴⁾

この八木の論説の主旨からみて、玉利喜造の農事講習会論の影響を受けていることがわかる。

明治37(1904)年3月には、会期を約1カ月とする長期農事講習会が開設されている。この講習会は、農事短期講習会よりも高度な内容を教育するという主旨で開設された³⁵⁾。愛媛県では、教育内容からみて短期一長期という2種類の農事講習会が開設されたのである。そして、明治34(1901)年5月には県農友会が結成されている³⁶⁾。このように愛媛県では、山形県と同様に農会によって農事講習会が開設され、農友会が組織されていた。しかし愛媛県の場合、県農会によって農事講習会規則が制定されるなど山形県よりも県農会が農事講習会開設に組織的に関与していたといえる。

3. 愛知県の場合

愛知県でも、明治31(1898)年末から明治32(1899)年の初頭にかけて郡段階で農事講習会が開設されている。『愛知県農会報告』第26号(明治32年2月28日)に八名郡と海東郡の農事講習会開設が報告されている。

「八名郡農林会の開催に係る農事講習会は本年1月8日より28日に至る3週間、同郡玉川村春興院に於て講習せり。」³⁷⁾

「海東郡農会は客年12月より本年2月に跨がり35日間、農事講習会を同郡衛議事堂内に開催せり。」³⁸⁾

郡農会レベルでの農事講習会への取り組みがいつごろから始まったのか、はっきりはしない。県農会では、明治31（1898）年度の「愛知県農会春期協議会」の議題の1つとして、「農事講習会を各郡に開設するの必要あるものの如し、果して必要ありとせば開設の方法如何」が提出された。この問題について、県農会は次のような建議案を愛知県知事に提出した。

「輒近、農家は学理を応用し農事改良の実効を奏しつつあるは邦家の為慶賀すべきことなり。然るに、多数の農家は講学の余暇に乏しく、其の用語に慣れざる為各試験場の諸報告を始めとして新聞に雑誌に掲載する處の高論卓説を研究するの勇氣を失し、又は講話の全意を解せざるものあり。為に農業改良の進歩を妨ぐるは大に憂慮すべき所にして、本農会の座視するに忍びざる所なりとす。因って此際本県に県税を以て農事講習教師を常設し、各郡農会は会費を以て講習所を開設し郡内農家の子弟をして農業上の知識を得せしむるの方策を講ぜんとす。希くば賢明なる知事閣下、本会の希望を納れ、速やかに農業の進路を開発せられんことを謹建議す。」³⁹⁾

この建議案に対する愛知県当局の対応を示す記事が登場するのは、『愛知県農会報告』27号（明治32年3月28日）に掲載されている、愛知県知事沖守国から県下郡市役所あての「訓令第10号」（明治32年2月27日）に関するものである。それによると、「明治32年県令第15号短期農事講習会規則に関する事項左の通り心得べし」として、「農事試験場長は講習会開設前、会場に充つべき場所を予選せしむる為め郡市長に通知すへし」⁴⁰⁾ということが指示されている。

この「訓令第10号」に記されているように、明治32（1899）年1月か、おそくとも2月に出された「県令第15号」において短期農事講習会規則が定められている。この規則では、県立農事試験場（西春日井郡寺野村、明治36年以降、碧海郡安城町に移転）の主導によって農事講習会が開設されたと思われる。付表I-3に示したように愛知県農会報では、明治32（1899）年11月20日の県告示第184号による県短期農事講習会が尾張、三河の各地域で一斉に開設されている。その後、明治34（1901）年3月27日に出された愛知県農事講習所規則（「県令第20号」）では、次のように定めている。

「第1条 農事講習所は本県下に於ける農家の子弟をして農業及び蚕業に関する簡易適切の学理及び技術を講習せしむるを以て目的とす。

第2条 農事講習所及分所の位置並講習期日は別に告示す。

第3条 農事講習所に農業科及蚕業科の2科を置く。其の科目は左の如し。但土地の状況により科目を増減することあるべし。

農業科 植物生理大意、土壤、肥料、栽培、病虫害、応用気象、農業経済、林業。
(蚕業科は略)

第4条 講習は各分所に於て之を行うものとす。

第5条 講習生徒は一に付20名以上とし、郡市長の推挙に係るものを以て之に充つ。

第6条 生徒は左の資格を有するものたるべし。

- 一 品行方正なるもの。
- 一 年齢満15年以上の男子にして家事の係累なきもの。但年齢の制限は時宜に由り変更することあるべし。
- 一 仮名交じり文章を解し得るもの。

第7条 講習期間を定むること左の如し。但時宜に依り変更することあるべし。

農業科 3週間乃至1カ月間。(蚕業科は略)

第8条 各科講習期末に於て試験を施行し、合格者には修業証書を授与す。

(以下略)」⁴¹⁾

この規則の制定に伴って、「明治32年県令第15号、短期農事講習会規則及び明治33年県令第50号農事研究生規定は明治34年3月31日限り廃止」(第12条)することが決められた⁴²⁾。この県令第20号から、農事試験場が開設していた短期農事講習会は農事講習所の前身であったと考えられる。この県令以後、農事試験場は農事講習所及び15ヶ所の農事講習所分所⁴³⁾により県内全域で農業教育を実施した。一方、郡農会独自による短期農事講習会も開設されていたが、県内に浸透していたとはいえなかった。明治35(1902)年9月の県農会報61号に県農会技師 世間瀬千代松は「町村農会の事業として短期農事講習会の開設を望む」と題する論説を發表し、農事講習会を町村農会の事業として位置づける提案を行っている。

「予は農事の改良捷徑として及び町村農会の活動手段として短期農事講習会の開設を望む所以なり。町村農会短期農事講習会は、其名称の点に於て多少可笑しき所あれば、便宜講談会と云うも可なり、農事研究会と云うも可なり。只、余の主眼とする所は専ら農家の父兄(農事講習所分所の入会生に対して)を誘導し、斯会に入らしめ、専ら経済学を骨子とし、生産学を以て之に潤色し、成る可く適當なる時期を見計らい1週間乃至10日間位の日子を以て直ぐに実施することを得べき方法を授くるにあり。」⁴⁴⁾

この世間瀬千代松県農会技師の提案が、県内でどのように受け止められたか県農会報誌上では確認できなかった。

その後、明治36（1903）年1月には、県農会と農事講習所の発起によって県下農事講習生団体組織に関する協議会が開催され、そこで「農業に関する各種講習生の郡団体を以て組織」する愛知県講農会が発足している⁴⁹。

県講農会の発足と前後して郡段階での講農会が発足し⁴⁶、明治36（1903）年の1月から2月にかけて県、郡にわたる農事改良組織が形成されたと思われる。

愛知県でも、郡段階から農事講習が始まるが、その後の経過を見ると県農事試験場が農事講習所を設置するなど、農事試験場を活用した農事講習が展開され、農会報もそうした動きに注目している。また、県講農会の設立においても、県農会とともに農事講習所（農事試験場）が深く関与していた。愛知県では先に検討した山形県、愛媛県と比べて県農事試験場の農事講習への取り組みが積極的であった。

4. 島根県の場合

『島根県農会報』に農事講習会開設の最初の記事が掲載されるのは、明治32（1899）年1月に開催された飯石郡農会の農事講習会であった。

「飯石郡農会は第3回農事講習会を客月9日より22日まで2週間同郡公会場において開設。出席生徒33名、県農事試験場長東條農学士を講師に聘せり。講習事項は植物学一斑、土壤論附土壤改良、肥料論、米作、麥作、三椶及大麻栽培法概略、煙草、害虫駆除予防法なり。同郡講習会は本年を以て已に第3回に及び、講習生総員77名を出せり。然るに其の講習生は修業後各分散相互会員の交誼及農会との関係薄らぎ、従って一致の運動を欠き、農事の改良を試むるに遺憾なき能はず。因って中村郡農会長（郡長）は、講習生に勧めて農友なるものを組織せしめたり。」⁴⁷

ここで郡農会長が組織させた「農友」は、農事講習会修了生を会員とする親睦且つ農事改良団体と思われる。この記事から、飯石郡内では農事講習会は3回実施されているが、修了生の組織化が進んでいなかったことがうかがわれる。

農事講習会の開設に伴って、郡農会ごとに農事講習会開設の要項が制定された。『産業報告』11号（明治32年3月25日）には邇摩郡の「農事講習会設置規定（更正）」が掲載されている。

「第1条 農事講習会は本郡農業者に対し必要の学理を講授し、其の応用を謀るの目的を以て毎年冬季大森村に開設す。

第2条 本講習会講師は島根県農事試験場長其他相当の学識あるものに囑託すべし。

第3条 講習科目凡左の如し。

1、理科学大意、1、作物栽培論、1、土壤論、1、家畜飼養論、1、農業経済論

第4条 講習期間は3週間と定む。

第5条 講習生の定員は30名とす。

第6条 講習生には左の資格を有し、村農会の推薦せしものを以て之に充つ。

1.年齢18才以上の男子にして農業に従事するもの。

1.品行方正身体強壯なるもの。

1.学力仮名交じり文書を読み且つ筆記し得るもの。

(以下略)」⁴⁸⁾

明治30年代前半には各郡が農事講習会に取り組んでいったが、地域によって開設状況に差がみられる(付表I-4)。県内を出雲、石見、隠岐の3地域に分けてみると、平野部である出雲地域の農事講習会の開設が他の2地域に比べて多いことがわかる。しかし『島根県農会報』から農事講習会開設の経緯についての詳細を知ることは出来ないが、『島根県農会報』第34号(明治34年2月25日)に白麓稿なる署名の「農事講習会に就いて」と題する次のような論説が掲載されている。

「短期農事講習会の目的たる、要するに普通簡易適切なる農理を最も僅少の日子と費用を以て容易に講習するを得せしめ、斯業の進歩發達を企画するの一手段として現時の趨勢に照し、最も適切の方法なりとす。(中略)既往に於ける農事講習修了者の状況如何を觀察するに、甚だ浩嘆すべき事実を發見せり。□(1字不明)は他なし、講習修了者は頗る熱心改進的思想を以て数千年來の舊套腦裡に徹底せる頑固者輩の迷夢を覺醒し、進歩的觀念を注入し斯業の發達を促し、大いに面目を刷新せんと意氣込むと雖も、容易に意の如くならざる事情伏在する事是なり。如何となれば、今、予の推認する所に依れば、講習修了者にして一家の家事を自由に支配することを得べき権力を有するもの実に幾人かある、蓋し少数に過ぎざるべし。」⁴⁹⁾

農事講習会の教育効果が發揮されていないのは、農事講習会受講者に農家経営の中心者が少ないことが指摘されている。白麓なる人物は農事講習会の改善策として、「町村農会に於て盛んに短期農事講習会を開設し、極力一家の主権者を講習者たらしむるの方針を取

る事」や「町村農会長は其村に於ける講習修了者同窓会を組織（中略）」⁵⁰⁾すること等を提案している。

『島根県農会報』第60号（明治36年4月15日）に掲載された「短期講習会調査」では明治30（1897）年前後の県内の農事講習会開設状況が次のように記されている。

「農閑の候を利用して、農家の子弟に農学の一斑を授け、之が実地応用を促さん為め、各郡村農会に於て開設せる短期農事、畜産、林業、蚕業、昆虫、煙草及び耕地整理の講習会は、日数通例二週間乃至三週間にして、短きは五日より多きは四カ月に及ぶものありて、明治28年より起こり、越えて30年頃より各地競いて各種の講習会を開き、逐年隆盛の域に進み、去一月迄に講習生6799人を出し、今や何れも習得の智識を活用し地方農界に裨益しつつあり。」⁵¹⁾

この記事に記されているように、島根県でも明治28（1895）年頃から郡、村農会において農事講習会が開設され、明治30（1897）年頃には各地に普及していった。しかし、農事講習会開設にあたって、県農会がどのような取り組みを行ったかは不明である。ようやく、明治43（1910）年1月に島根県農友会が発足し、県農会内に事務所が設置された。『島根県農会報』第142号（明治43年2月1日）は、次のような「島根県農友会設立趣意書」を掲載している。

「農業の改良刷新を期し、農界の隆盛振興を図るは、県下現在の状態に於て最も必要の事に属す。而して之を期図するは日新の智識を修得したる人士の責任にして、之が奮励に俟たざる可らず。本県に於て農蚕畜林等に関する各種程度の学校を卒業し、講習を修得したる者、其の數、既に二万に垂んとす。此の多数の新智識を吸収したる人士にして、団結努力し県農民の先達となり輿論の指導者とならば、県下農界の刷新振興何ぞ憂うるに足らんや。余輩此に見るあり、島根県農友会を組織し、本年五月下旬を期し之が第一回大会を開催せんとす。」⁵²⁾

明治30年代の前半に、郡レベルでは農事講習会修了生の組織化が着手されていたが、明治末になってようやく全県的な組織化がおこなわれたのである。しかも島根県農友会は、農事講習会修了生のみならず各種程度の農学校卒業生も含めていたのである。

第5節 農事講習会の性格

4県の農会報を通して各県の農事講習会の展開をみてきたが、各県とも明治30年前後にあいついで講習者数2~3週間とする農事講習会が開設されていた。その後、時間的ズレはあるものの農事講習会修了生を中心とする農事改良団体の結成という経過をたどっている。各県の農業のおかれた状況や農会の影響力等が異なるため、農会報の農事講習会の取り上げ方に違いがみられる。表5-3に示したように、農会報に掲載された記事からみる限り、山形県では明治30年代に集中して取り上げられている。また島根県、愛媛県では明治30年代が記事として取り上げられる数は多いが、明治40年代においても農事講習会の開設状況が報じられている。それに対して、愛知県では農事講習会が記事として取り上げられる数が4県の中で最も少ないのである。このように、4県の農会報の農事講習会の取り上げかたは異なっているが、農事講習会の記事には共通して取り上げられている内容がある。以下では、4県の農会報の記事に掲載されている農事講習会の講師、講習科目、講習日数、講習会の規模（修了者数）から農民教育機関としての農事講習会の性格を検討することにした。

表5-3 農事講習会開設数

	明治30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	合計
山形県	1	3	3		2	21	48				1		1				80
愛知県		1	1	19	2						1						24
島根県			11	6	5	10	28	15	4	2	3	3	1	2			90
愛媛県			1	13	13	15	14	10	7				6	7	4	6	96

付表1-1~4より作成。

1. 講師

農事講習会の講師はどのような人が務めていたのであろうか。表5-4は農会報に掲載されている農事講習会記事から、講師の職名を①農商務省関係者、②県、郡農事試験場関係者、③県、郡農会関係者、④県、郡農学校関係者等に分けてその人数を示したものである。

表5-4

農事講習会講師

所属 地位	県名 開設数	山形県 80	愛知県 24	鳥取県 90	愛媛県 96
農商務省農事試験場 技師				7 (7.8) 6	1 (1.0) 1
県農事試験場	53 (66.3)	36 (150.0)	33 (36.7)	56 (58.3)	
場長		9	2	17	4
技師 (含分場長)		44	15	8	49
技手		0	19	8	3
郡農事試験場	5 (6.3)				3 (3.1)
場長		3			0
技手		2			3
県農会		1 (4.2)	3 (3.3)		145 (151.0)
技師			0	1	71
技手			1	1	74
県農事巡回教師				1	
郡農会		2 (8.3)	52 (57.8)		21 (21.9)
技師				0	1
技手				48	13
郡農事巡回教師		0	2	4	7
農学校	3 (3.8)		2 (2.2)		17 (17.7)
校長		1		2	5
教諭		2		0	12
その他			1 (4.2)	2 (2.2)	5 (5.2)
不明	29 (36.3)				7 (7.3)
照記入		1	10	1	0

付表1-1~4より作成。

山形県では、明治30 (1897) 年から42 (1909) 年までに『山形県農会報』誌上で確認された農事講習会の開催回数は80回であった。このうち、講師の職名が記入されていない1回分を除いた79回分についてみると、県農事試験場関係者53人、郡農事関係者5人、農学校関係者3人であった。その他に、職名不明の者が29人いた。山形県では農会関係者が農事講習会の講師を務めている事例はみられなかった。

愛知県は、農会報に掲載された農事講習会関係の記事が少なく、確認できたのは24回分であった。そのうち、10回分には講師の職名が記入されていなかった。講師の職名が判明した14回分についてみてみると、県農事試験場関係者36人であり、他に郡農事試験場関係

者2人、県農会関係者1人、その他1人であった。

島根県は確認された90回のうち、無記入の1回を除いた89回分についてみると、農商務省山陰支場関係者7人、県農事試験場関係者33人、県農会関係者3人、郡農会関係者52人、農学校関係者2人、その他2人であった。

愛媛県では、96回のうち農商務省農事試験場四国支場関係者1人、県農事試験場関係者56人、郡農事試験場関係者3人、県農会関係者145人、郡農会関係者21人、農学校関係者17人、その他5人、不明7人であった。

4県の農事講習会の講師の職名をみると、県農事試験場関係者が共通して講師をつとめている。とくに、山形県、愛知県では県農事試験場関係者の占める比率が高い。この両県の情報量が少ないので軽々に判断できないが、農会の技術者がほとんど講師として登場していない。一方、島根県、愛媛県では農会の技術者が講師を務める比率が高いの特徴的である。農会関係者といっても、島根県では郡農会関係者の比率が高く、愛媛県では県農会関係者の比率が高いという違いがみられた。

2. 講習科目

農事講習会で開設された科目について検討してみよう。農事講習会では多様な科目が開設されていたが、ここでは稲作改良の観点から「土壌、土地改良」、「肥料」、「病虫害」、「稲作栽培法」に注目し、さらに稲作の基礎理論としての「植物生理」、関係作物としての「麦作」も含めて検討することにした。

表5-5 農事講習会講習科目

県名 講習科目 開設数	山形県 ※ (3) 80	愛知県 ※ (10) 24	島根県 ※ (57) 90	愛媛県 ※ (81) 96
土壌・土地改良	1	9	47	35
肥料	1	10	49	50
病虫害	1	7	31	41
稲作		3	46	28
植物生理		7	12	5
麦作		1	35	7
其他の作物			11	8
無記入	77	14	33	15

() の数字は開設数から無記入を除いた数。

付表1-1~4より作成。

表5-5に示したように、山形県では講習科目の記入が3回分しかなく情報量が極端に少ないので、ここでの検討からは除外することにした。愛知県では講習科目が記入されている10回分のうち、「土壌、土地改良」、「肥料」、「病虫害」、「植物生理」はよく取り上げられている。とくに、「肥料」は10回の講習会すべてで取り上げられている。島根県、愛媛県では「土壌、土地改良」、「肥料」、「病虫害」の他に「稲作栽培法」が取り上げられている。一方、「植物生理」、「麦作」の取り上げられる回数は少なくなっている。

3. 講習日数

農事講習会の講習日数をみると（表5-6）、山形県、島根県では1週間の日程が最も多い。一方、愛媛県では2週間という日程が最も多い。それに対して、愛知県では15日間以上の日程が最も多くなっている。

表5-6 農事講習会講習日数

県名	山形県	愛知県	島根県	愛媛県
講習会日数 開設数	80	24	90	96
6日間以下	1 (1.3)	0 (0.0)	11 (12.2)	6 (6.3)
1週間	49 (61.9)	0 (0.0)	35 (38.9)	19 (19.8)
8日間～13日間	0 (0.0)	1 (4.2)	8 (8.9)	7 (7.3)
2週間	1 (1.3)	0 (0.0)	24 (26.7)	51 (53.1)
15日間以上	9 (11.3)	21 (87.5)	5 (5.6)	11 (11.5)
無記入	20 (25.0)	2 (8.3)	7 (7.8)	2 (2.1)

() は比率。

付表1-1～4より作成。

4. 講習の規模

ここでも無記入の多い、山形県と愛知県は除いて検討することにしたい。島根県と愛媛県についてみると（表5-7）、1回当りの講習修了者数が20～49人という規模が最も多かった。

表5-7

農事講習会修了者数

県名	山形県	愛知県	島根県	愛媛県
修了者数 開設数	80	24	90	96
19人以内	1 (1.3)	0 (0.0)	13 (14.4)	1 (1.0)
20~49人	4 (5.0)	7 (29.2)	54 (60.0)	53 (55.2)
50~99人	7 (8.8)	1 (4.2)	7 (7.8)	32 (33.3)
100人以上	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (5.2)
無記入	67 (83.8)	16 (66.7)	16 (17.8)	5 (5.2)

() は比率。

付表1-1~4より作成。

5. 農民教育機関としての農事講習会の性格

以上、4県の農事講習会に関するデータから、稲作を中心とする農事講習会の性格は次のように整理することができよう。

- ①開設の中心は、県、郡といった行政機関の場合と県、郡農会の場合とがあった。
- ②講師は農事試験場関係者と農会関係者が担当する比率が高かった。ただし、県によって農事試験場関係者が中心となっている場合と農会関係者が中心となっている場合とがあった。
- ③講習科目は稲作に関連した「土壌・土地改良」、「肥料」、「病害虫」に関する科目で構成されていた。
- ④講習日数は1週間~2週間程度の日程であった。
- ⑤講習会の規模は、修了者数からみると、20~49人規模の場合が多かった。
- ⑥講習会修了生は農友会、興農会等の名称をもつ農事改良に関する団体に組織された。

農事講習会は主体が行政機関であれ農会であれ、講習日数1~2週間という期間で、農事試験場や農会の技術者（農学士）が講師となって、学理に裏付けられて農業技術、知識を講義するが多かった。しかし、1~2週間の講習期間だけでは十分な教育効果をあげられないことは、農事講習会の開設を推進した玉利喜造によってすでに明治30年代前半に認識されていた。玉利が説いたように、農事講習会を開設する意図は、講習期間内の講義を受講することで終了するのではなく、そこに参加した講習生を組織化して農会の「別働隊」

ともいうべき農事改良団体として組織化するところにあつたといえよう。本章で検討した4県の事例でもすべて農事講習会修了生を中心とする農事改良団体が組織化されていた。このようなことからみて、農事講習会の教育的機能は、講習会開設期間内における教育とともに講習会終了後の修了生の組織化まで含めてとらえる必要があるといえる。

【註】

- 1) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史第9巻（産業教育1）』昭和49（1974）年、p.710.
- 2) 駒場農学校を卒業した農学士、農芸化学士が中心となって結成した同窓会的農業研究団体（三好信浩『日本農業教育成立史の研究』風間書房、昭和57年、p.328.）。
- 3) 前掲『日本近代教育百年史第9巻（産業教育1）』、p.615.
- 4) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史第7巻（社会教育1）』昭和49（1974）年、p.695.
- 5) 同上書、p.707.
- 6) 世界教育史研究会編『農民教育史（世界教育史大系35）』講談社、昭和52（1977）年、p.73.
- 7) 同上書、p.88.
- 8) 同上書、p.89.
- 9) 小倉武一編『近代における日本農業の発展』（財）農政調査委員会、昭和38（1963）年、p.321.
- 10) 前掲『日本近代教育百年史第9巻（産業教育1）』、p.698.
- 11) 小倉武一前掲書、p.291.
- 12) 安政3（1856）年生まれ。駒場農学校第1回卒業生（明治13年）。東京帝国大学農科大学教授となり、後に盛岡高等農林学校、鹿児島高等農林学校のそれぞれ初代校長に就任した。この間、横井時敬とならんで大日本農会の指導的立場にあつた。明治33（1900）年から約2年間、前田正名に代わって全国農事会の幹事長を務めた。
- 13) 中央農事会機関誌『中央農事報』第2号（明治33年5月）、p.2.

- 14) 『長野県農業大学校70年史』昭和58年12月、pp.67～68.
- 15) 『中央農事報』、6号、明治33年9月 p.43.
- 16) 『中央農事報』、8号、明治33年11月、p.2.
- 17) 『中央農事報』、63号、明治36年7月、p.3
- 18) 『山形県農会報』第2号（明治30年10月15日）、p.48.
- 19) 同上誌、p.49.
- 20) 『山形県教育雑誌』第13号（明治26年12月30日）に、新庄市在住 大場尚尊が「実業
補習学校に対する意見書」を發表している（『山形県教育史上』平成3年、p.670.）。
- 21) 『山形県農会報』第3号（明治30年11月15日）、pp.13～16.
- 22) 『山形県農会報』第5号（明治31年1月15日）、pp.25～p.38.
- 23) 『山形県農会報』第8号（明治31年4月15日）、p.34.
- 24) 『山形県農会報』第16号（明治31年12月15日）、p.52.
- 25) 『山形県農会報』第18号（明治32年2月15日）、p.23.
- 26) 『山形県農会報』第59号（明治35年4月25日）、p.1.
- 27) 『中央農事報』第2号、明治33年5月、p.2.
- 28) 『愛媛県農会報』1号（明治32年5月18日）、p.57.
- 29) 『愛媛県農会報』6号（明治32年10月15日）、p.38.
- 30) 『愛媛県農会報』13号（明治33年5月20日）、pp.31～32.
- 31) 『愛媛県農会報』14号（明治33年6月15日）、p.36.
- 32) 『愛媛県農会報』23号（明治34年3月15日）、p.2.
- 33) 『愛媛県農会報』45号（明治36年1月15日）、pp.45～46.
- 34) 『愛媛県農会報』46号（明治36年2月15日）、pp.3～6.
- 35) 『愛媛県農会報』61号（明治37年5月15日）、p.11.
- 36) 『愛媛県農会報』25号（明治34年5月15日）、p.55.
- 37) 『愛知県農会報告』第26号（明治32年2月28日）、p.16.
- 38) 同上誌、p.17.
- 39) 『愛知県農会報告』20号（明治31年6月27日）、p.34.
- 40) 『愛知県農会報告』27号（明治32年3月28日）、p.32.
- 41) 『愛知県農会報告』43号（明治34年4月28日）、pp.54～55.
- 42) 『愛知県農会報告』43号（明治34年4月28日）、p.55.

- 43) 『愛知県農会報告』46号(明治34年7月28日)、p.52. なお、明治36(1903)年には18ヶ所に増加し、名古屋市と愛知郡、海東郡と海西郡が1つの分所範囲となったが、他の16郡には各一ヶ所の分所が設置された(『愛知県農会報告』68号(明治36年8月5日)、pp.84~85.)。
- 44) 『愛知県農会報告』61号(明治35年9月28日)、pp.7~10.
- 45) 『愛知県農会報告』65号(明治36年1月28日)、p.61.
- 46) 『愛知県農会報告』66号(明治36年2月28日)、p.70.には碧海郡講農会が発足したことが報告されている。
- 47) 『産業報告』10号(明治32年2月)、p.44.
- 48) 『産業報告』11号(明治32年3月25日)。
- 49) 『島根県農会報』第34号(明治34年2月25日)、pp.4~5.
- 50) 同上誌、p.5.
- 51) 『島根県農会報』第60号(明治36年4月15日)、pp.43~44.
- 52) 『島根県農会報』第142号(明治43年2月1日)。